

元総社バスケットボールクラブチーム活動規約

【目的】

チーム全体のレベルアップを図るとともに、個々のメンバーが主体的に行動し、チームの一員としての意識を高めることを目指す。その中で、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力など、社会人として必要なスキルを習得し、人間としての成長を促すことを目的とする。

【目標】

- 1) 主体的なチームビルディングを実践する。
- 2) 社会で必要なコミュニケーション能力やチームワークを学ぶ。
- 3) バスケットボールにおける個人およびチームのスキルを向上させる。
- 4) 身体能力の向上とケガを予防する。
- 5) バスケットボールを楽しむ。

【規則】

- 1) 適切な時・適切な声量で挨拶し、すべてにおいてリスペクトする。
- 2) 活動時には準備や掃除を行い、備品を大切に扱う。
- 3) チームの一員として積極的に協力し、目標に向けて全力を尽くす。
- 4) 公共の場においてもマナーを守り、チームの代表としての自覚を持つ。
- 5) 学習時間を確保し、学業も重んじる。
- 6) 反社会的問題行動をしない（暴力、暴走、窃盗、恐喝、いじめ、名誉棄損、誹謗中傷、侮辱、脅迫等）。
- 7) クラブ役員等の指示に従い、安全なクラブ活動を行う。
- 8) クラブ役員等の不在時は、クラブでの活動をしない。
- 9) クラブ活動中（練習中）のスマートフォンなどのモバイル端末を含むデジタルデバイス等の利用は禁止する。

【活動場所・日時】

- 1) 活動場所：元総社中学校の体育館および第二グラウンドのバスケットボールコート等とする。
- 2) 活動日時：水曜日、木曜日は19：00 から 21：00、土曜日、日曜日、祝日の8：00 から 17：00 までの3時間以内とする。時間等についてはクラブチームのグループラインやInstagramで配信する。
- 3) 警報発令時は行わない。

【役員】

- 1) 代表者・・・・・・・・坂巻浩二
- 2) 指導者・・・・・・・・大畠茂之、山中今江、坂巻浩二
- 3) 連絡係・・・・・・・・山中今江
- 4) 会計・・・・・・・・山中今江
- 5) 監事・・・・・・・・三浦涼子

【クラブ構成員】

- 1) 元総社バスケットボールクラブ加入希望者およびその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- 2) 入会：入会者とその保護者の連名及び捺印による同意ならびに誓約書の提出をもつて行う。
- 3) 退会：本人とその保護者の連名及び捺印により退会届を提出する。3年生は6月の中体連の大会終了後に自動的に退会とする。

【総会】

総会はクラブ構成員の全員の出席を原則とする。毎年5月に定期総会を行う。定期総会では以下の内容について承認・決定する。都合により出席できない場合は、委任状を提出することで総会への参加とみなす。

- ・代表者、指導者等の役員の選任
- ・活動報告
- ・その他の審議事項

【臨時総会】

緊急の議案が生じた際は、臨時総会を開催し、審議を行う。都合により出席ができない場合は、委任状を提出することで臨時総会への参加とみなす。

【会費】

月額1000円とし、代表者が毎月15日までに徴収する。大会および遠征等の運営に関して備品や消耗品が必要経費を超えて必要になる場合はクラブ構成員または参加者から別途徴収する。

【損害保険】

クラブ活動する全員が任意保険に加入する。保険料は会費とは別に徴収する。

【練習メニュー・優先する練習】

チームレベルに応じた基礎または応用ドリルおよび対戦形式での練習メニューを指導者、キャプテン等で検討する。

【大会等でのユニフォームの付与・ベンチメンバー】

- 1) コーチで相談して決定する。
- 2) 最低 12 人とする。
- 3) ユニフォームの付与・ベンチメンバーの選定基準で評価し、決定する。

【ユニフォームの付与・ベンチメンバーの選定基準】

- 1) 練習への取り組み姿勢：出席率、練習中の熱意や積極性。
- 2) 規律：規則を守る、チームメンバーや他校の選手への配慮。
- 3) パフォーマンス：技術の習得度、戦術の理解度。
- 4) チームへの貢献度：雰囲気を良くする行動、他のメンバーをサポートする姿勢。
- 5) ポテンシャル：将来的にチームの中心選手となる可能性。

以上を総合的に評価するため、年長者を優遇する選定は行わない。

【研修】

クラブの代表者を含む役員は、年間最低 1 回、前橋市または群馬県教育委員会が主催する指導者研修または日本バスケットボール協会主催のコーチ、審判等の定期研修に参加し、ハラスメントの防止、事故防止、救急救命等に対する知識、理解を高める。

【罰則】

- 1) 活動規約違反・・・違反行為の内容に応じて顧問およびコーチより警告を行う。
 - 2) 重大な活動規約違反、または再三の活動規約違反・・・強制的に退会とする。
- 強制的に退会とする場合は、クラブ生には面談にて説明し、その保護者への事情説明を面談や電話、状況に応じてコミュニケーションツール等にて行う。

【規約の適用範囲】

本規約は、元総社バスケットボールクラブチームで適用する。

【その他】

本規約への記載のないことについては、クラブの代表者と役員が協議し、決定する。

【附則】 本規約は令和 7 年 7 月 1 日より施行する。